

第7章 第5章及び第6章の意見についての事業者の見解

7.1 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解

第5章に示したとおり、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見は0件であった。

7.2 知事の意見と事業者の見解

第6章に示す知事の意見と、これに対する事業者の見解は、表7.2-1に示すとおりである。

表 7.2-1(1) 知事の意見と事業者の見解

| 項目 | 知事意見 | 事業者見解 |
|-----------|--|--|
| 1 事業計画 | (1) 国の排出削減目標（NDC）や、県、越谷市の地球温暖化対策実行計画等との整合が図られるよう、様々な先進事例や今後の革新的な技術開発状況を参考にし、焼却施設から発生する温室効果ガスの削減を最大限考慮した事業計画を検討すること。 | 本施設においては、既存施設と同様にごみ焼却による発電及び熱利用をすることにより、施設稼働に伴い発生する温室効果ガスの排出を最大限削減するように努めていきたいと考えております。また、組合構成市町とも協議し、今後、プラスチックごみの分別などを行うことにより、焼却による温室効果ガスの発生抑制にも努めていきます。 その他に、先進事例や今後の革新的な技術開発状況を把握し、事業計画に反映できるかを検討しながら事業を進めて参ります。 |
| | (2) 更新する設備や機器については、計画地内及びその周辺地域の環境保全に配慮し、可能な限り先進的な技術の導入を検討し、環境負荷の低減に努めること。 | 本事業においては、「第10章 環境保全のための措置」（p10-1参照）に示す環境保全のための措置を実施することで、周辺環境への影響を低減させていきます。また、先進的な技術などの導入についても検討し、環境負荷の低減に努めて参ります。 |
| | (3) 公害防止に関する計画で定める環境保全管理値については、新設の場合に適用される各法令の基準値を基に設定すること。 | 本施設については、新設の基準が適用され、周辺環境に配慮するために、法令基準値と同等又はより厳しい自主基準値を環境保全管理値とし、施設の運営を進めて参ります。 |
| | (4) 計画地周辺には、福祉施設や公共施設があることから、搬入された廃棄物（可燃ごみ）から発生する臭気に対して、十分な対策を行うこと。 また、休炉時における十分な脱臭対策を検討し、周辺に影響を与えないよう努めること。 | 悪臭対策については、「第10章 環境保全のための措置」（p10-1参照）に示す環境保全のための措置を実施いたします。また、休炉時においては脱臭装置を稼働させることやごみピット内を負圧に保ち、臭気が周辺に影響が及ばないようにするなどの対策を講じます。 その他に、本施設稼働後は、毎年モニタリングを行い、その結果を踏まえ、必要に応じて更なる悪臭対策の実施を検討いたします。 |

表 7.2-1(2) 知事の意見と事業者の見解

| 項目 | 知事意見 | 事業者見解 |
|-----------|---|---|
| 1 事業計画 | (5) 排水設備について、近年の気象災害事例を踏まえ、関係機関と協議し、更新時における必要な対策を検討すること。 | 排水設備については、関係機関と協議し、必要な対策の検討を進めて参ります。 |
| | (6) 隣接施設等への熱供給のみならず、地域の災害時のレジリエンスの強化等に資するよう、更なる耐震対策や浸水対策を検討すること。 | 震災対策については、既存施設は耐震基準Ⅲ類相当（震度6強相当）を有しておりますが、頻発・激甚化する震災に対して、人命の安全や十分な機能確保が求められることから、新施設は現況より強い施設としてⅡ類相当まで引き上げることを検討しております。また、浸水対策については、利根川の氾濫を想定した検討を行い、建物出入口に高さ1.5mの止水板をすでに設ける等の対策も講じています。災害対策については、今後、関係機関と協議し、必要な対策の検討を進めて参ります。 なお、本施設は、熱供給の他に電力供給も行っており、地域の災害時においては、本施設周辺に位置する避難所へ熱・電力の供給等を行い、地域のレジリエンス強化を図っていきます。 |
| | (7) 焼却灰等の施設の稼働に伴う廃棄物について、更なる再資源化に努めること。 | 焼却灰について、家庭系および事業系の可燃ごみの発生抑制を市町と連携して推進することや、焼却灰をセメント材として再利用することをさらに推進させるなどの対策の検討を行って参ります。 |
| | (8) 計画地周辺には複数の専用水道（深井戸）があることから、計画地の一部において地盤改良工事を実施する際は、井水利用に影響が生じないように十分に配慮すること。 | 計画地周辺の深井戸の状況を調査し、対策が必要な場合には、工事前に調査等を行い、地下水位などの把握をするとともに、改良の深度方向を考慮し、地下水の流れを遮断しないように配慮します。 また、地盤改良にセメント系の固化材を使用する場合は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」（国土交通省通達）に基づき、事前に六価クロムの溶出試験を実施し、土壌や地下水の汚染が生じるおそれがないことを確認します。 |

表 7.2-1(3) 知事の意見と事業者の見解

| 項目 | 知事意見 | 事業者見解 |
|----------------------------|--|---|
| 2 調査、 予測及び 評価について | (1) 全般的 事項 | 既存施設の建設時の環境影響評価については、平成2年3月に発行された資料があります。当該資料を確認したうえで、調査、予測及び評価を行いました。 |
| | (2) 悪臭 | 過去の悪臭調査は、堆肥化工場からの影響を踏まえたものもあり、その結果を用いて、予測・評価を行いました。 予測・評価の結果については、「第9章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 9.4 悪臭」(p9.4-1 参照)に示すとおりとなります。 |
| | ア 保全すべき動物種について、国内移入種が含まれている可能性があることから、再度確認を行い、環境影響評価図書の精度の向上を図ること。 | 調査で確認された種について、国内移入種が含まれていないか確認したうえで、結果を整理致しました。調査結果は、「第9章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 9.7 動物」(p9.7-1 参照)に示すとおりとなります。 |
| | イ 人工構造物に猛禽類が営巣する事例があることから、猛禽類の調査にあたり、外部から視認しにくい施設内部での営巣が疑われる場合には、施設職員協議し必要な調査を行うこと。 | 猛禽類について、1 営巣期の調査を実施し、その結果、施設内にハヤブサの営巣を確認致しました。なお、今回の調査結果においては、外部から視認できる箇所となっております。 |
| | (3) 動物 | 猛禽類の調査については、1 営巣期の調査結果を踏まえ、追加調査の必要性を検討し、その検討結果を明示すること。また、採餌環境の変化についても検討するため、猛禽類の餌となる鳥類を対象とした調査を実施すること。 |

表 7.2-1(4) 知事の意見と事業者の見解

| 項目 | 知事意見 | 事業者見解 |
|--------------------|--|--|
| 2 調査、予測及び評価について | (4) 廃棄物等 プラント設備更新（本事業の実施）に伴い、既存設備が廃棄物として相当量発生することから、工事中の廃棄物等について予測及び評価を行うこと。 | 工事中の廃棄物について、項目を追加し、その結果については「第9章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 9.8 廃棄物等」（p9.8-1 参照）に示すとおりとなります。 |
| | (5) 温室効果ガス等 ア 廃棄物の焼却に伴う温室効果ガスの排出については、搬入される廃棄物の組成によって排出量が異なることから、廃棄物に含まれる可燃ごみやプラスチックごみ等の割合について必要な調査を行った上で、予測及び評価を行うこと。 | 組成調査からプラスチックごみ等の割合を算出し、ごみ焼却における温室効果ガスの排出量を予測・評価致しました。予測・評価の結果については、「第9章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 9.9 温室効果ガス等」（p9.9-1 参照）に示すとおりとなります。 |
| | イ 余熱利用（熱供給及び発電）に伴う温室効果ガスの削減量についても算定し、予測及び評価を行うこと。 | 余熱利用（熱供給及び発電）に伴う温室効果ガスの削減量を予測致しました。予測・評価の結果については、「第9章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 9.9 温室効果ガス」（p9.9-1 参照）に示すとおりとなります。 |
| 3 環境保全措置について | (1) 動物 工事期間中に猛禽類（ハヤブサ・チョウゲンボウ等）の営巣が確認された場合について、対応を明示すること。 | 工事中に営巣が確認された場合の対応は、「第9章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 9.7 動物」（p9.7-1 参照）に示すとおりとなります。 |
| 4 事後調査について | (1) 事後調査について 工事期間が約11年間と長期に渡ることから、予測及び評価結果を踏まえた上で、事後調査の必要性や調査期間・頻度等について明示すること。 | 本事業の事後調査計画については、予測・評価を踏まえ、「第12章 事後調査の計画」（p12-1 参照）に示すとおりとなります。 |